

令和7年度

福祉避難所開設訓練に係る説明会

令和7年8月

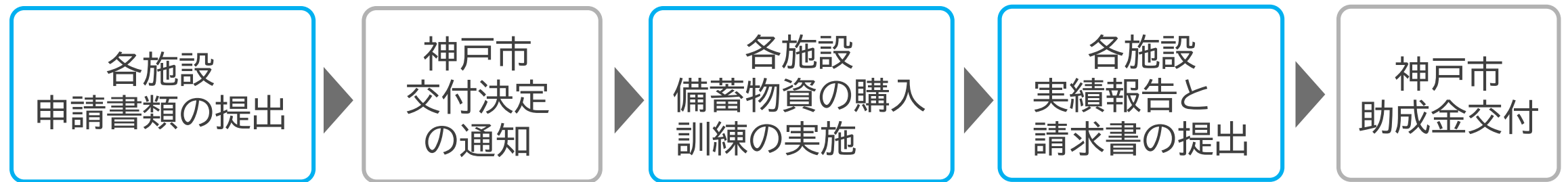
神戸市福祉局くらし支援課



はじめに

福祉避難所開設訓練・助成制度について（概略）

- 目的 災害時に福祉避難所として開設できるよう、
平常時から福祉避難所の開設や要援護者の受入等の訓練に
取り組んでいただく
- 助成上限額 初回：10万円 2回目以降：5.5万円
- 交付の流れ



1. 福祉避難所の概要

① 設置の経緯

② 福祉避難所・基幹福祉避難所の運用

③ 備蓄物資の整備・確保



災害時要援護者(要配慮者)とは

「災害時において、高齢者、障害者その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため、特に配慮及び援護を必要とすると認められる者」(神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例第2条)

災害が発生した場合、安全な場所への避難や避難所での生活において、まわりの人の手助けが必要な方

- 障がいのある方(身体・知的・精神)
- 介護が必要な方(要介護・要支援)
- 高齢者(ひとり暮らしの方、高齢者世帯など)
- その他自力で避難することが難しい方
(難病患者、乳幼児、妊産婦、災害時に負傷した方など)



車いすです
避難できるか不安



障害物があっても
わかりにくい



サイレンなどが鳴っても
聞こえません

福祉避難所

- 福祉避難所とは

避難所のうち要配慮者が安心して避難生活をするために
特別の配慮(例.バリアフリー、スロープ、洋式トイレ等)がなされた避難所

→ **災害関連死等の二次被害を防ぐ**

- 対象者

一般の避難所では生活が困難な高齢者や障がい者等

※常時介護が必要な方は緊急入所で対応

※避難施設からサービスを提供するところではない

- 避難の方法

市の判断で、**二次的**に開設



災害発生



避難



避難所



避難



福祉避難所



阪神・淡路大震災の状況

学校園など364箇所を避難所として指定していたが、計画上の避難所だけでは避難者を収容できなかった。

〔ピーク時〕避難所数 599箇所(1月26日)
避難者数 236,899人(1月24日)

	避難所数	避難者数(人)
1月17日	497	98,291
2月17日	527	177,912
3月17日	442	115,541
4月17日	391	55,337
6月17日	314	25,960
8月20日	196	8,140

平成7年1月17日
中央区内避難所(学校体育館)



写真提供:神戸市

【参考】過去の災害

		課題	国の対応
平成7年	阪神・淡路大震災	災害弱者災害関連死	「福祉避難所」を位置付け →市町村へ努力義務化
平成16年	新潟県中越地震	福祉避難所の機能不十分	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者情報の共有 ・避難支援計画の策定 ・一般避難所への福祉避難室 (福祉避難スペース)の設置提案
平成19年	能登半島地震・ 中越沖地震	福祉避難所の機能不十分 特別養護老人ホームに緊急入所殺到	『福祉避難所設置・運営に関する ガイドライン』の策定(厚生省)
平成23年	東日本大震災	<p>多くの要援護者が被災 災害関連死も多数</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">犠牲者の約6割が高齢者 障害者の死亡率 約2倍</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">災害関連死 3802人(令和5年度末)</div>	災害対策基本法の改正(平成25年6月)

国の取組

平成25年6月 災害対策基本法の改正

- 自助・共助による避難行動支援
 - ・避難行動要援護者名簿の作成義務化
 - ・地域団体等へ要配慮者情報の共有
 - ・共助による要配慮者の避難支援
 - ・個別支援計画の策定(国ガイドラインでは努力規定)
- 公助による被災者の生活支援
 - ・「避難所」での福祉的配慮
 - ・「福祉避難所」「福祉避難室(スペース)」等の整備

神戸市の取組

平成25年4月 災害時の要援護者への支援に関する条例

- 理念 市民が力を合わせて災害時要援護者を支援する
- 考え方 避難行動・避難生活の両方において支援が必要
- 主な規定
 - ・要援護者への市の基本的責務
 - ・要援護者支援団体・事業者・要援護者の役割
 - ・要援護者情報を地域に提供する際の手続き
 - ・福祉避難所等における要援護者の避難生活への配慮

平成28年 熊本地震

直接死の約4倍の災害関連死

- ・死者278人のうち約8割が災害関連死
- ・その多くが要配慮者
(70歳以上の方が78%)

福祉避難所の機能不十分

- ・多数の一般避難者が福祉避難所に避難
- ・マニュアルの未整備
- ・運営の経験不足



神戸市の取組

- **基幹福祉避難所の設置**
⇒ 災害初動期から開設する福祉避難所の設置
- **福祉避難所訓練の実施**
⇒ 福祉避難所(社会福祉施設)における開設運営訓練の実施

1. 福祉避難所の概要

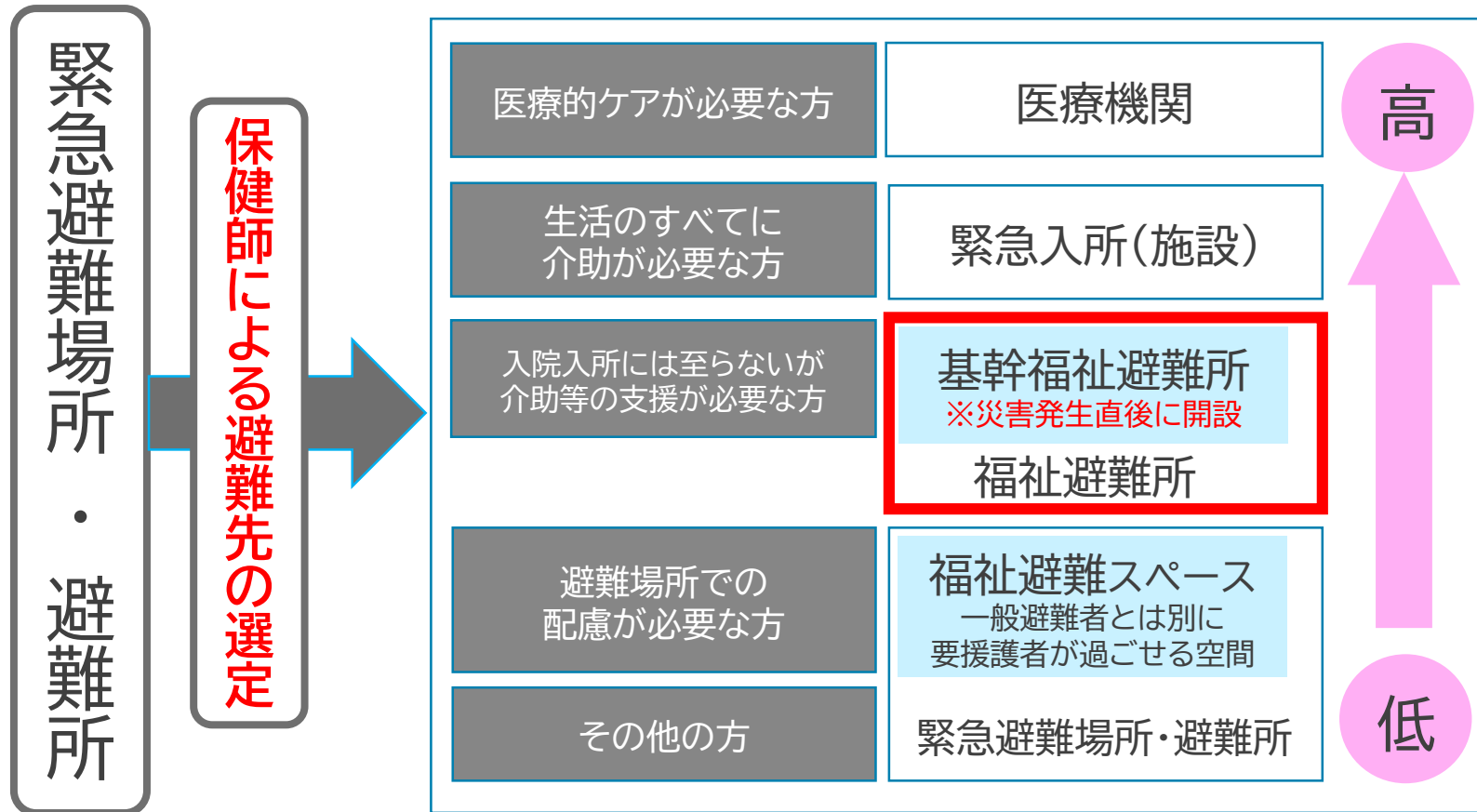
① 設置の経緯

② 福祉避難所・基幹福祉避難所の運用

③ 備蓄物資の整備・確保



一般の避難所では生活が困難な方の避難先一覧



福祉避難所の対象者

- ◆ 身体等の状況が施設（特別養護老人ホーム等）へ入所するに至らない程度であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する方。

<対象者> 身体障がい者（視覚、聴覚、肢体不自由）、知的障がい者、精神障がい者、高齢者、人工呼吸器装着・難病患者、妊産婦・乳幼児、病弱者、傷病者

<目安> 要介護3以上の方、障害支援区分4以上の方

- ◆ 原則、要配慮者は介助者とともに避難
 - ・・・家族・親族等付き添いの方も一緒に避難可能
- ◆ 緊急に入院加療等が必要な者は緊急入院で対応

福祉避難所の開設・運営

1. 災害発災時の初動対応

- ・施設や入居者等の被災状況の確認
- ・避難所での保健師等のスクリーニング

2. 区災害本部からの開設・要請

- ・受入スペースや備蓄物資の配備

※福祉避難所は、発災後5日以内に開設

3. 要援護者(避難者)の受け入れ

- ・定期的な健康チェックや必要なケア
- ・要援護者の状態(管理リスト)の記録

4. 受け入れ後の運営

- ・衛生管理(食中毒、感染症対策等)
- ・物資の配給や管理
- ・要援護者(避難者)への情報提供
- ・日時報告(受入状況、職員の勤務状況等)

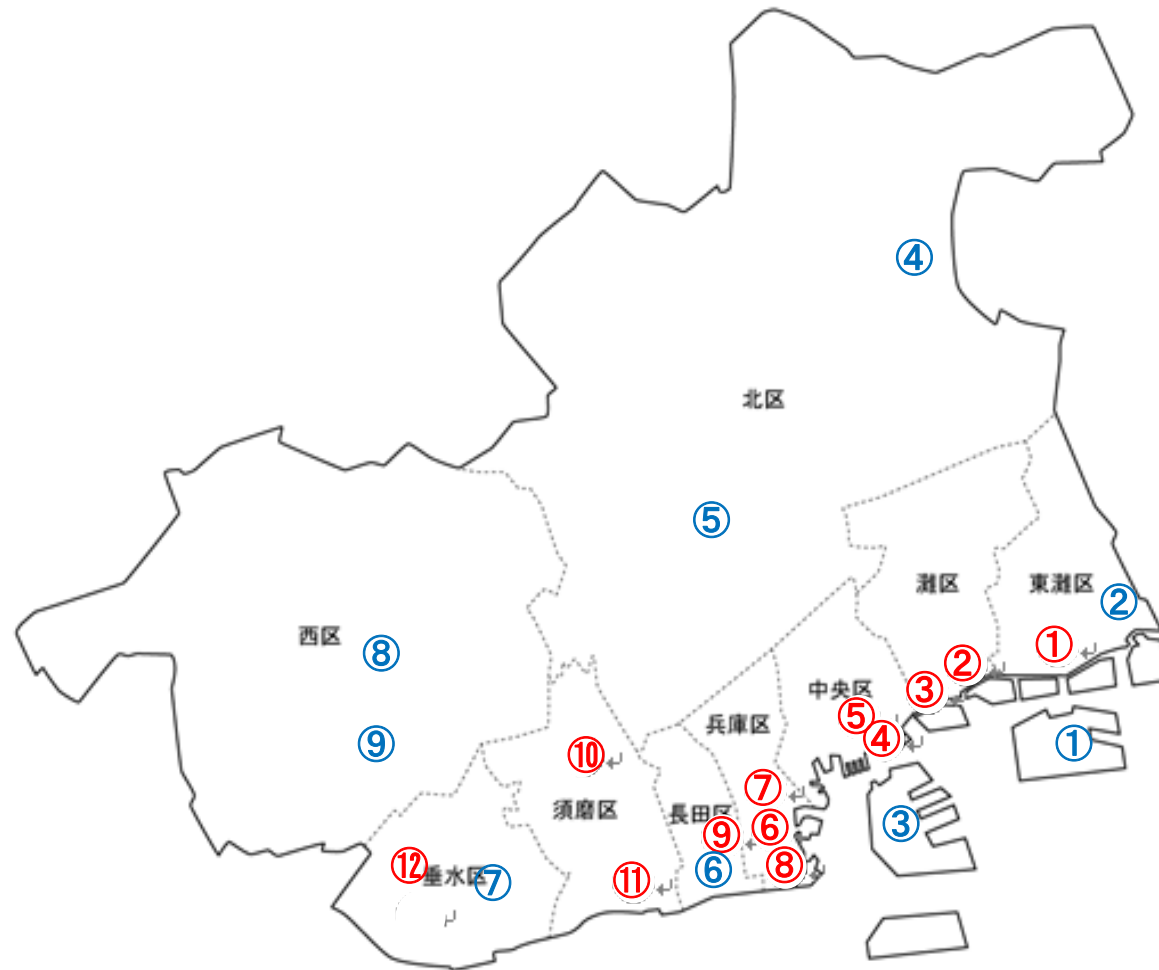
福祉避難所の指定状況(令和7年3月末現在)

施設区分	箇所数	受入対象者の想定
地域福祉センター等	192	(小規模災害時)
高齢者施設 (神戸市老人福祉施設連盟加盟施設)	132	介護的ケアが必要な方
高齢者施設 (神戸市介護老人保健施設協会加盟施設)	13	介護的ケアが必要な方
障害者施設 (神戸市身体障害者施設連盟加盟施設)	6	身体障がいのある方
障害者施設 (神戸市知的障害者施設連盟加盟施設)	20	知的障がいのある方
その他(宿泊施設等)	44	高齢者、障がい者、妊産婦・乳幼児、 病弱者・個室対応が必要な方など ※同伴家族等がいれば、生活が可能な方
合 計	407	

基幹福祉避難所

- 福祉避難所との違い
 - ①災害発生時に速やかに開設する（優先的に開設を要請）
 - ②震度6弱以上の地震が発生した場合は、
市の要請を待たずに開設準備を完了させる
- ◆ 市内21か所の特別養護老人ホームに設置
- ◆ 平常時の取組
 - ・避難者のための備蓄の確保（3日分）
 - ・施設ごとの要援護者受け入れマニュアルの整備
 - ・避難所開設訓練（年1回） を実施

基幹福祉避難所の設置場所



当初指定施設(高齢者介護支援センター、12施設)

- ①(東灘)魚崎 (サンライフ魚崎)
- ②(灘)大石 (ロングステージ灘)
- ③(灘)灘の浜 (ハッピータウンKOBE)
- ④(中央)脇の浜 (ケアポート神戸)
- ⑤(中央)東部 (真愛ホーム)
- ⑥(兵庫)キャナルタウン (モーツアルト兵庫駅南)
- ⑦(兵庫)中道 (ラグナケア中道)
- ⑧(兵庫)浜山 (花みさき)
- ⑨(長田)西部 (長田ケアホーム)
- ⑩(須磨)白川 (神港園サニーライフ白川)
- ⑪(須磨)離宮 (離宮しあわせ荘)
- ⑫(垂水)本多間 (本多間ケアホーム)

追加指定施設(特別養護老人ホーム、9施設)

- ①(東灘)協同の苑六甲アイランド
- ②(東灘)おおぎの郷
- ③(中央)ぽー愛
- ④(北)ふじの里
- ⑤(北)さつき園
- ⑥(長田)ふたば
- ⑦(垂水)オービーホーム
- ⑧(西)大慈弥勒園
- ⑨(西)永栄園